

# 市・県民税Q&A (参考どうしだけわろ)

Q 市・県民税はいつの所得に対してかけられるのですか？

A 市・県民税は、前年の所得に対してかけられます。18年度分の市・県民税は、17年中の所得にかけられることとなります。例えば、18年1月に退職した場合、所得税は18年の所得にかけられるため、税金は安く(または非課税)になりますが、市・県民税は、17年中の所得にかけられるため、昨年度分と同じ程度の税金がかかります。

Q 医療費控除とはどのようなものですか？

A 自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に認められる所得控除です。控除額は下のよう

・医療費控除額 (最高200万円)  
 (その年に支払った医療費の額 - 保険金等)  

$$- \frac{(\text{所得の合計額} \times 5\%)}{\downarrow}$$
  
 10万円を超える場合は10万円

Q 扶養(配偶者)控除の対象となるのはどのような場合ですか？

A 配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、17年中の所得が38万円以下の人です。この基準に該当するものに扶養親族になっていない場合は、所得控除の申告をすることで税金が安くなったり、既に支払った所得税が戻る場合があります。

平成17年中の 収入金額	扶養親族	市・県民税	
		均等割	所得割
93万円以下	なれる	非課税	非課税
93万円超 100万円以下	なれる	課税	非課税
100万円超 103万円以下	なれる	課税	課税
103万円超	なれない	課税	課税

収入が給与(パートを含む)だけの場合の目安



Q 65歳以上で新たに税金が課税される人が増えると聞きました。どのように変わりますか？

A 16・17年度税制改正により、18年度課税分から次のとおり改正されました。

・**老年者控除が廃止されます**

年齢が65歳以上の人で、合計所得額が1,000万円以下である場合に所得から控除されていた48万円の老年者控除が廃止されます。

・**65歳以上の人は非課税措置が見直しされます**

65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されます。ただし、17年1月1日現在65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の人は、18年度から3年度にわたり、段階的に税金を負担していただきます。

・**公的年金等控除が改正されます**

公的年金受給者で年齢が65歳以上の人の場合、公的年金等にかかわる雑所得金額の計算方法が次のようになります。

公的年金等の収入額	公的年金等に係る雑所得の額
330万円未満	収入金額 - 1,200,000円
330万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 375,000円
410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 785,000円
770万円以上	収入金額 × 95% - 1,555,000円

以上の改正により、これまでは課税されていなかった人でも控除額の縮小と非課税措置の廃止により、新たに課税される人が増えるものと思われま

す。具体的な例については、17年12月8日発行の広報で紹介していますので、参考にしてください。